

有子世帯の扶助・加算に関する資料

- 有子世帯の所得状況等・・・P 2～5
- 平成29年検証を踏まえた有子世帯の扶助・加算の見直し経緯等・・・P 6～24
- 生活保護受給世帯の「子どもの貧困」対策・・・P 25～29
- 参考資料（子どもの支援に関する他法他施策の概要）・・・P 30～41

母子世帯の所得状況（児童のいる世帯等との比較）

- 母子世帯の総所得は、年間328.2万円。全世帯の60%、児童のいる世帯の42%となっている。
また、母子世帯の稼働所得は、年間270.6万円。全世帯の68%、児童のいる世帯の37%となっている。

	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障給付金	仕送り・企業年金 ・個人年金・ その他の所得
【1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）】						
全世帯	545.7	399.6	109.7	15.3	6.0	15.1
児童のいる世帯	785.0	721.7	24.5	11.6	19.1	8.1
母子世帯	328.2	270.6	10.2	0.1	40.9	6.3
【1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）】						
全世帯	100.0	73.2	20.1	2.8	1.1	2.8
児童のいる世帯	100.0	91.9	3.1	1.5	2.4	1.0
母子世帯	100.0	82.5	3.1	0.0	12.5	1.9

（出典）2022（令和4）年国民生活基礎調査（2021年の所得状況）

※ 上記の表において、「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。また、「母子世帯」とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

生活保護を受給していない世帯を含めた母子世帯全体の年間収入の状況

○ 生活保護を受給していない世帯を含めた母子世帯の母親自身の令和2年の年間収入は中央値で240万円、第1・四分位で150万円となっている。

○ 生活保護を受給していない世帯を含めた母子世帯の令和2年の年間収入 (単位:万円)

		母親自身の収入	世帯の収入
平均収入		272	373
	就労収入	236	—
年間収入分布の代表値	第1・四分位	150	200
	就労収入	115	—
	第2・四分位(中央値)	240	300
	就労収入	200	—
	第3・四分位	340	450
	就労収入	300	—

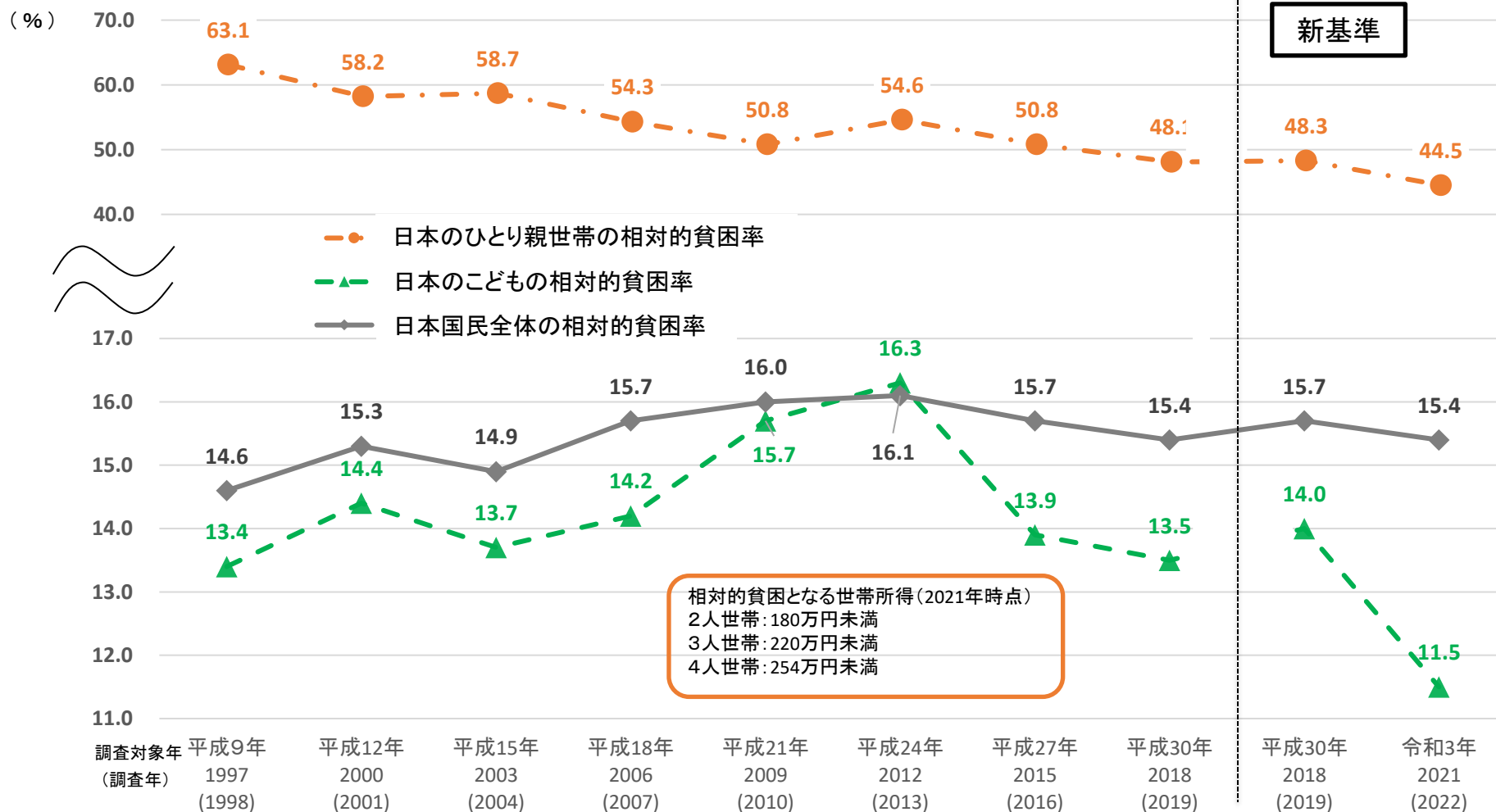
※1 「平均収入」とは、生活保護費、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

※2 「自身の収入」とは、母子世帯の母親自身の収入である。

※3 「世帯の収入」とは、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入である。

(資料) 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

こどもの貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(※1)の貧困線(※2)に満たない人の割合をいう。

→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。

(※1)世帯の可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割った金額。

(※2)等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位(中央値)の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。

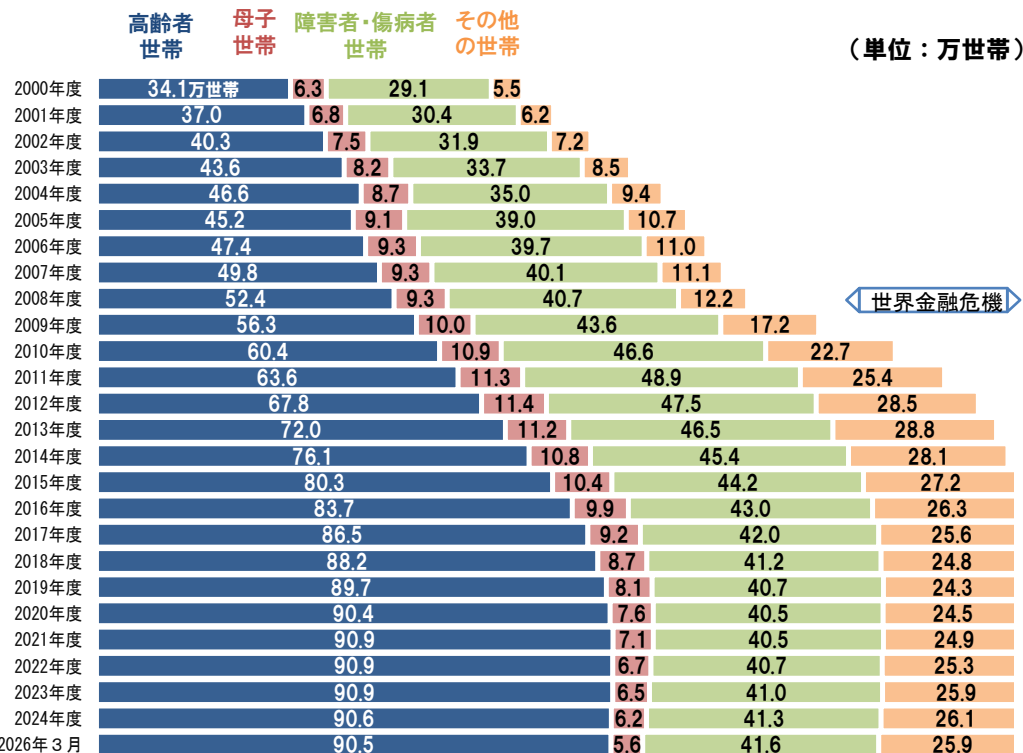
※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

(出所)国民生活基礎調査(厚生労働省)

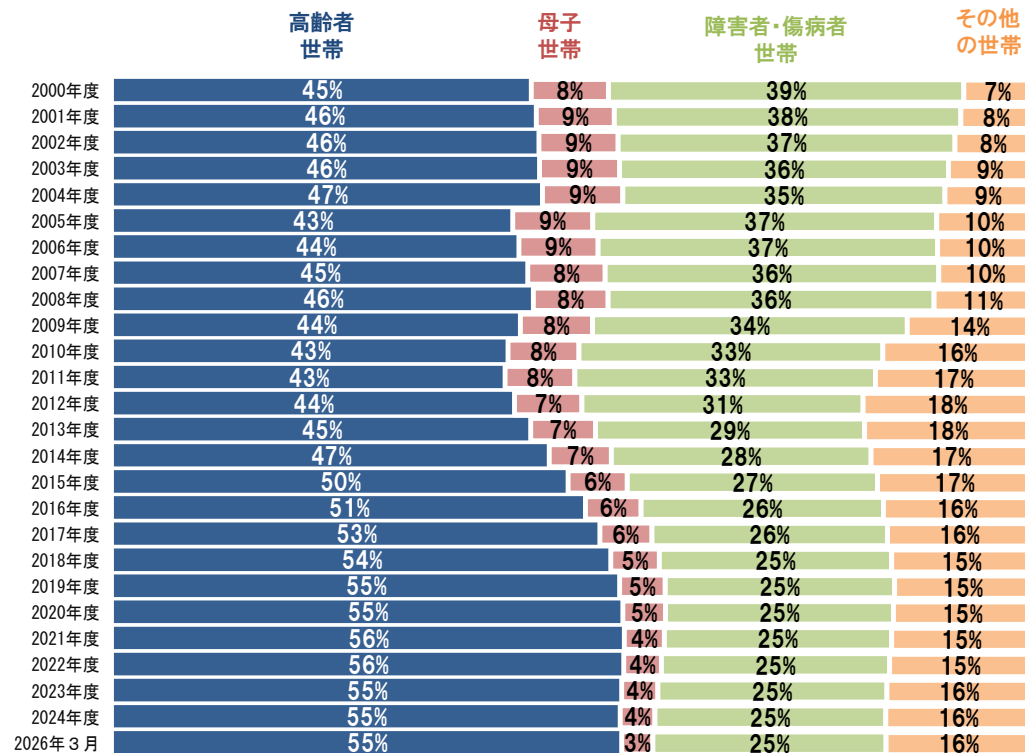
世帯類型別の生活保護受給世帯数と構成割合の推移

- 「高齢者世帯」の世帯数は、社会全体の高齢化に伴い増加傾向にあるが、近年は、増加幅が縮小し、やや減少傾向となっている。
- 「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
- 「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。コロナ禍以降、微増傾向にあったが、その後、横ばいとなっている。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の93.4%が単身世帯（2026年3月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2011年度以前は福祉行政報告例）（2026年3月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

平成29年検証を踏まえた有子世帯の扶助・加算の見直し 経緯等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成29年検証における有子世帯の扶助・加算の検証の考え方

- 有子世帯の扶助・加算の検証については、一般世帯との均衡だけではなく、子どもの貧困対策の観点から生活保護制度において保障すべき子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準について、生活扶助基準(第1類費及び2類費)の検証と一体的に検証を行う。

	児童養育加算	母子加算	教育扶助及び高等学校等就学費
趣 旨	児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用(学校外活動費用)を補填するものとして支給	ひとり親世帯のかかりまし経費として、ひとり親(母子世帯・父子世帯等)に対し支給	義務教育(小学校・中学校)及び高等学校等就学に伴って必要となる費用について支給
検証方針	<p>○ 児童養育加算の検証については、当該加算が子どもの教養文化的経費や健全育成に資するための経費等の特別な需要に対応するものとして設定されていた経緯や子どもの貧困対策を踏まえ、一般低所得世帯との均衡だけでなく、子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応する観点から、子どもの健全育成にかかる費用に着目して検証した。</p> <p>○ 具体的には、子どもの健全育成のためには、教育だけでなく、社会的又は文化的活動の機会の幅を広げることが重要であるが、学校外活動にかかる費用は所得の多寡と比例する傾向が見られるため、生活保護受給世帯においても学校外活動費用が十分に捻出できるよう、学校外活動にかかる費用について検証した。</p>	<p>○ ひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活水準を送るために必要な消費支出を検証した。</p>	<p>○ 教育扶助及び高等学校等就学費の検証については、義務教育や高等学校等の就学に必要な費用が十分に賄われているかという観点から、子供の学習費調査により平均的な学校教育にかかる費用を検証した。</p> <p>○ 児童養育加算の検証において、子どもの健全育成にかかる費用として全国消費実態調査により把握できる学校外活動費用を対象としたことから、教育扶助及び高等学校等就学費の検証については、学校外活動費用除いた教育関連費用を対象として検証した。</p>
支給件数	83,837人	66,083人	教育扶助(小学校) 48,307人 教育扶助(中学校) 31,769人 高等学校等就学費 30,326人

※ 支給件数は令和6年度被保護者調査による(令和6年7月末現在)。

有子世帯の加算・扶助について（小学校・中学校）

- 有子世帯の扶助・加算に対応する教育費用及び子どもの健全育成にかかる費用の範囲は、以下のとおり。
- 教育扶助のうち、「基準額」及び「学級費等」は、学用品その他全ての学校、生徒において共通の、平均的に必要となる費用を定めたもの。これ以外の費用については、個人の需要に即応すべく、それぞれ実費支給で対応。

（例）教材代：学校差や個人差の大きいワークブック、和洋辞書、副読本的図書等の購入に必要な費用
 学習支援費：課外のクラブ活動に要する費用

現行の扶助・加算

教育扶助基準

(1)に該当

- ・基準額
- ・学級費等

(2)に該当

- ・学校給食費
- ・通学交通費
- ・教材代
- ・校外活動参加費
- ・学習支援費

現行の扶助・加算に対応する教育費用・子どもの健全育成にかかる費用

【義務教育（小学校・中学校）の就学に伴って必要な費用】

(1) 毎月定額支給により対応

- 学用品費（鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫用具、体育用靴等の購入費）
- その他の教育費（遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費）
- 学級費等、学習参考書（教材代を除く）購入費

(2) 実費支給により対応

- 学校給食費、通学交通費
- 教材代（正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、ICTを活用した教育の通信費）
- 校外活動参加費：校外活動にかかる宿泊費、施設利用料、交通費など
- 学習支援費：クラブ活動にかかる費用（地域住民や保護者が関わって行われる活動、ボランティアの一環として行われる活動も含む。）

生活扶助基準

一時扶助
（入学準備金）

児童養育加算

基準生活費（本体）
（第1類・第2類）

【入学時に必要な費用】（実費支給で対応 ※上限額設定あり）

- 入学時の学童（学生）服、ランドセル、靴、靴など

【学校外に必要な子どもの健全育成費用（定額で支給）】

- 学習塾費、習い事の月謝
- スポーツ用具、楽器、学習机
- 映画・演劇・文化施設等入場料、スポーツ観覧料 など

低所得世帯との均衡の観点から必要な額は、本体に含まれる。児童養育加算と合わせて子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応。

【他法他施策】

就学援助

【他法他施策により対応しているもの】

- 修学旅行費（小学校：年額22,690円 中学校：年額60,910円）

※ ひとり親世帯には母子加算が計上される。

有子世帯の加算・扶助について（高等学校等）

現行の扶助・加算

高等学校等就学費 （生業扶助）

（1）に該当

- ・基本額
- ・学級費等

（2）に該当

- ・通学交通費
- ・教材代
- ・授業料
- ・入学料、入学考査料
- ・入学準備金
- ・学習支援費

現行の扶助・加算に対応する教育費用・子どもの健全育成にかかる費用

【高等学校等の入学・就学に伴って必要なもの】

（1）毎月定額支給により対応

- 学用品費（鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴等の購入費）
- その他の教育費（校外活動費及び通学用靴、通学用品等の購入費）
- 学級費等、学習参考書（教材代を除く）購入費

（2）実費支給により対応

- 通学交通費
- 教材代（正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、ICTを活用した教育の通信費）
- 授業料、入学料、入学考査料
- 入学準備金（学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費）
- 学習支援費：クラブ活動にかかる費用（地域住民や保護者が関わって行われる活動、ボランティアの一環として行われる活動も含む。）

生活
扶助
基準

児童養育加算

基準生活費（本体）
（第1類・第2類）

【学校外に必要な子どもの健全育成費用（定額で支給）】

- 学習塾費、習い事の月謝
- スポーツ用具、楽器、学習机
- 映画・演劇・文化施設等入場料、スポーツ観覧料 など

低所得世帯との均衡の観点から必要な額は、本体に含まれる。児童養育加算と合わせて子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応。

【他法他施策】

- ①高等学校等就学支援金
- ②高校生等奨学給付金
- ③教育支援資金（生活福祉資金）

【他法他施策により対応しているもの】

- 入学金・・・③貸付（50万円以内）
- 授業料・・・①給付（公立（全日制）：年額118,800円 私立：年額118,800円～457,200円）
- ③貸付（高校：月額3.5万円以内 高専：月額6万円以内）
※特に必要と認める場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能
- 修学旅行費等・・・②給付（国公立：年額32,300円 私立：年額52,600円）

1. 児童養育加算の経緯

- 児童養育加算は、昭和47年に創設して以来、児童手当の効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、その額及び支給対象者を児童手当と同一となるよう改定してきている。(児童手当の収入は収入認定を行う必要があるため、改めて加算として給付している。)

2. 平成29年検証の内容

- これまで児童養育加算は、見直しの検討を行ったことはなかったが、①生活扶助本体(第1類費及び第2類費)と比較する一般低所得世帯(夫母子1人世帯)の消費支出には児童手当の収入の影響も含まれており、生活扶助本体に児童手当の収入分が含まれているとすれば、加算を行うことは二重の配慮をしている可能性があること、②児童手当見合いで支給する意義が曖昧であるとの指摘が財政審等からなされていたことから、今日、改めて子どもの健全育成にかかる費用を検証した。
- 具体的には、子どもの健全育成のためには、教育だけでなく、社会的・文化的活動の機会の幅を広げることが重要であることを踏まえ、子どもの学校外活動にかかる費用について、子どもがいる世帯全体の平均的費用との比較を実施。

3. 検証結果を踏まえた見直し

- 全体の平均的費用(中位階層の平均費用)と生活扶助本体でカバーされる費用(年収階級第1・十分位の平均費用)の差額を児童養育加算として評価することとした。
- また、支給対象者については、検証結果を踏まえ児童養育加算が学校外活動にかかる費用を評価することとしたことから、これまで中学生までの子どもとしていたところを、高校生まで拡大することとした。(支給額については、年齢差は設けず一律に設定する。)

・年収十分位別の学校外活動費の支出状況(全国消費実態調査)

(単位:月額)

第1・十分位	第2・十分位	第3・十分位	第4・十分位	第5・十分位	第6・十分位	第7・十分位	第8・十分位	第9・十分位	第10・十分位
6千円	9千円	10千円	13千円	16千円	16千円	19千円	24千円	29千円	41千円

生活扶助費本体(第1・2類費)の算定上に含まれる額

中位階層における支出額(第5～第6十分位の平均)
月額約1万6千円

児童手当と児童養育加算の関係について

○ 高校生年代までの児童を対象として支給される児童手当は、生活保護においては、全額収入認定した上で、1人当たり一律10,190円を児童養育加算として計上する取扱いとなっている。

※ 児童手当は令和6年10月に第3子以降の児童に係る額が3万円に増額されたが、その増額分（小学生までの1.5万円、中学生・高校生年代：2万円）については、収入認定除外の取扱いとしている。（児童手当の多子加算の増額は、次元の異なる少子化対策として行われるものであることなどを勘案したもの。）

【児童養育加算】

目的

児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして支給。

対象児童・支給額

(月額)

高校生年代までの児童 (1人当たり)	10,190円
-----------------------	---------

【児童手当】

目的

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

対象児童・支給額

(月額)

第1・2子		多子(第3子以降)	
3歳未満	15,000円	3歳未満	30,000円
3歳～ 高校生年代	10,000円	3歳～ 高校生年代	

子のカウント方法：22歳の年度末まで（親等の経済的負担がある場合）

母子加算の検証・見直し(平成29年検証)

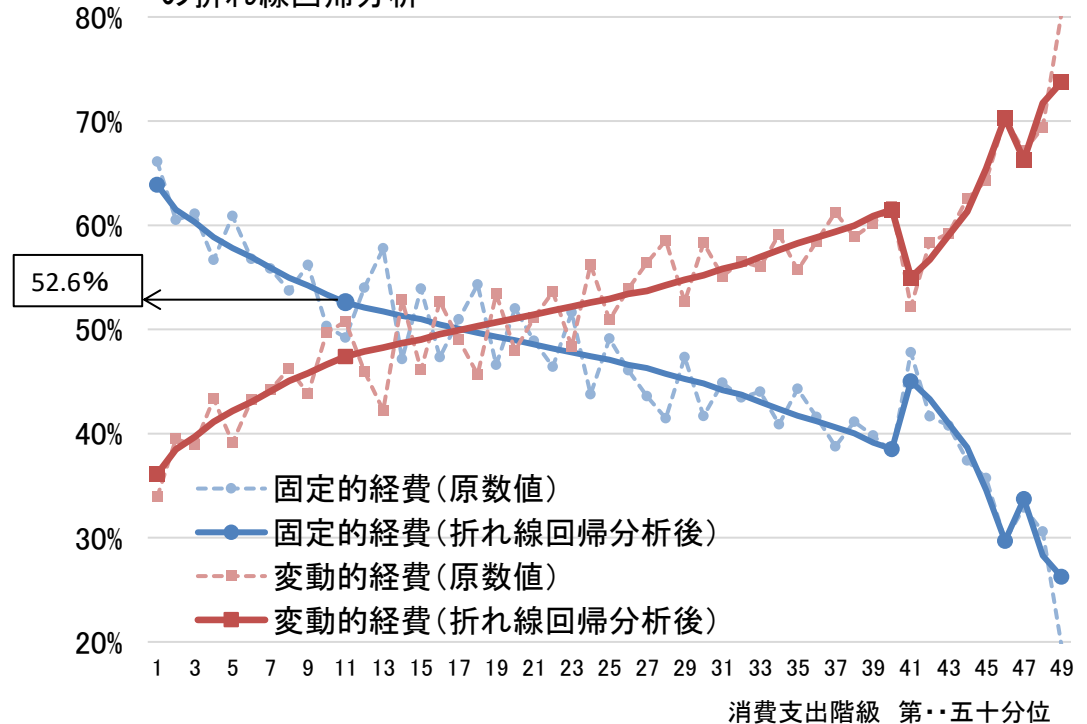
検証の考え方

- ひとり親世帯が、ふたり親世帯の生活水準と同程度の生活水準を送るために必要な費用を算出し、その費用に対し、ひとり親世帯の生活扶助本体では不足する部分をひとり親世帯のかかり増し経費として評価した。

検証方法

- ① 夫婦子1人世帯の消費構造が変化する点の固定的経費の割合(52.6%)を算出
 ※ この点における消費支出額(19.8万円)と、年収階級第1・十分位の平均消費支出額(20.2万円)はほぼ同等
- ② ひとり親子1人世帯において、52.6%の水準を満たす消費支出額を回帰分析を用いて算出(17.8万円)した上で、消費支出に占める生活扶助相当支出の割合を乗じて、当該ひとり親世帯の生活扶助相当支出額を算定(13.0万円)
- ③ その13.0万円の支出がひとり親世帯において可能となるよう、そのかかり増し費用として、夫婦子1人世帯から算出したひとり親子1人世帯の生活扶助本体(11.3万円)との差額(1.7万円)を算出し、母子加算額の検証を実施。

夫婦子1人世帯(勤労者世帯)における固定的・変動的経費のシェアの折れ線回帰分析



検証結果を踏まえた見直し

- 検証において算出したひとり親世帯のかかり増し費用を母子加算額とした。

教育扶助及び高等学校等就学費の見直し(平成29年検証)

令和3年4月27日第38回社会保障審議会
生活保護基準部会 参考資料より

見直し前の考え方 (H30. 9月以前)			見直し後の考え方 (H30. 10月以降)		
	内 容		見直し内容		
	学用品費	その他の教育費	支給方法		
基準額	鉛筆、ノート、消しゴム、 定規、書道道具、ハーモ ニカ、笛、裁縫用具、体 育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会 等の校外活動費及び通 学用靴、上履き、帽子等 の通学用品等の購入費	【金銭給付(月額)】 小学校2,210円 中学校4,290円 高 校5,450円	○ 一般家庭の平均的費 用の実態を踏まえて支 給額を改定 ※ ハーモニカ、笛といった「楽 器購入費」は、「教材代」で対 応し、基準額から除外する。	【金銭給付(月額)】 小学校2,600円 中学校5,000円 高 校5,200円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定する もの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の 購入費		【実費支給】 ※上限設定なし	○ 「楽器購入費」を追加	【実費支給】 ※上限設定なし
学習 支援費	家庭内学習費用(学習参考書や一般教養図書などの 購入費用。ただし、教材代の対象となるものは除く。)、 クラブ活動費		【金銭給付(月額)】 小学校2,630円 中学校4,450円 高 校5,150円	○ 「クラブ活動費」を対象 として、実費支給に転換 ※ 「家庭内学習費用」は、児 童養育加算において対応す る。	【実費上限(年額)】 小学校15,700円以内 中学校58,700円以内 高 校83,000円以内
入学 準備金	ランドセル、学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等 の購入費(※1回限り)		【実費上限(年額)】 小学校40,600円以内 中学校47,400円以内 高 校63,200円以内	○ 一般家庭の平均的費 用の実態を踏まえて支 給額を改定 ○ 福祉事務所が必要と 認めた場合、入学準備 金の対象品目の複数回 支給を認める	【実費上限(年額)】 小学校63,100円以内 中学校79,500円以内 高 校86,300円以内
入学 考査料 ※高校受験	入学考査料(※1回限り)		公立高校入学考査 料相当額	○ 複数回受験をした場 合、原則として2校目の 支給を認める	入学考査料相当額 (私立高校含む)

※ 学習支援費における実費支給においては、領収書確認による精算給付だけでなく、クラブ活動にかかる必要な費用が事前に確認できる資料(見積書等)をもって、事前給付を可能とする。また、学校で実施するクラブ活動以外にも、一定の要件を満たす活動も給付対象とする。

※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引き上げ等を踏まえた基準改定を行ったため、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

- 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入(※1)やクラブ活動費用(※2)として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前(H30.9月以前)【金銭給付(月額)】	見直し後(H30.10月以降)【実費支給(年額)】
小学校	2,630円(年間の支給総額31,560円)	15,700円以内
中学校	4,450円(年間の支給総額53,400円)	58,700円以内
高校	5,150円(年間の支給総額61,800円)	83,000円以内

※1 学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。

※2 ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

クラブ活動の範囲

- クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

- ①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費を含む。)、⑤合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。) など

支給手続

事前給付(あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合)

- クラブ活動に要する費用が確認できる資料(※)によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の用途の確認(領収書・レシートの提出)は不要とすることを認める。

※ 学校からのお知らせ(クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ)やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートへの申し出 等

- この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を発出する。

事後給付(事前に必要額の把握が困難である場合)

- 領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。

クラブ活動の加入の確認

- また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

ケースワーカーによる子どもの生活・進学等に関する支援について

○ ケースワーカーによる生活保護世帯の子どもの生活・進学等に関する支援については、以下の通知等において示されている。

◆ 生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

問7-80-3 学習支援費の給付手続

(2) 収入申告を求めるときの留意点

（略）学習支援費の給付に当たっては、**保護の実施機関は日頃の訪問調査や生活相談等を通じて、当該被保護者のクラブ活動の状況の把握に努めるとともに、被保護者に対して、クラブ活動に要する費用が生じる場合は、できる限り事前に相談するよう助言指導されたい。**

◆ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日 社援保発0723第1号）（抄）

(2) 収入申告を求めるときの留意点

（略）また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

さらに、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。その際、**基礎控除等の勤労控除及び高等学校等就学者における就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についても説明すること。**

◆ 生活保護法による進学準備給付金の支給について（平成30年6月8日 社援発0608第6号）（抄）

8 給付金の周知について

保護の実施機関は、高校生等の子どもがいる世帯を中心に早期から進路の把握に努め、大学等への進学を希望している高校生等に対する給付金の周知を行い、大学等への進学を希望する者が、経済的な理由で進学を断念することがないようにすること。

あわせて、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による貸与金又は給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による福祉資金の貸付け、生活福祉資金（教育支援資金）等、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に利用可能な支援制度についても、教育担当部局及び社会福祉協議会その他の関係機関と協力して周知を図ること。

学習支援費の支給状況等（1 / 3）

学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費 受給実人数② (令和2年度内)	(②/①)
		102,417	9,297	9.1%
教育扶助	小学生	61,194	1,595	2.6%
	中学生	41,223	7,702	18.7%
高等学校等就学費		39,180	6,353	16.2%

学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上の 月数(※)④	(④/③)
		27,415	13,059	47.6%
教育扶助	小学生	3,691	1,832	49.6%
	中学生	23,724	11,227	47.3%
高等学校等就学費		21,713	9,893	45.6%

学習支援費の一月当たり支給額（平均）

		一月当たりの学習支援 費支給額（平均）⑤ (令和2年度内)
		8,211
教育扶助	小学生	4,993
	中学生	8,711
高等学校等就学費		11,637

（参考）一般世帯における部活動の所属状況 （平成29年度運動部活動等に関する実態調査（スポーツ庁））

	部活動の所属状況	部活動の所属状況		
		運動部	文化部	両方
中学生	91.9%	71.6%	19.4%	0.9%
高等学校	81.0%	52.9%	26.5%	1.6%

※ 上記結果は、福祉事務所からの管内の教育扶助、高等学校等就学費及び両扶助の学習支援費の支給状況に係る報告（全福祉事務所1,250か所のうち1,230か所からの報告）をまとめたもの（令和2年度分）。

※ 学習支援費は課外のクラブ活動へ参加する者を対象に支給するものであるが、「扶助受給人員数」には課外のクラブ活動へ参加しない小学生・中学生・高校生等が含まれていることに留意が必要。

※ 「見直し前の水準以上の月」とは、見直し後の学習支援費の一月当たりの支給額が見直し前の月額（定額）（小学生：2,630円 中学生：4,450円 高等学校就学費：5,150円）を超える月をいう。なお、見直し前の学習支援費は、「課外のクラブ活動費」だけでなく、「家庭内学習費用」にも対応しているため、見直し前の水準と見直し後の水準を単純に比較することはできない。

学習支援費の支給状況等（2 / 3）

生活保護受給世帯への学習支援費に関する事前の案内（周知）の有無（有効回答のあった福祉事務所1,213か所中）

	該当数	割合
①事前の案内（周知）を行っている。	1,038	85.6%
②事前の案内（周知）を行っていない。	175	14.4%

生活保護受給世帯からの物品等の購入前の相談の頻度（有効回答のあった福祉事務所1,200か所中）

	該当数	割合
①ほとんどない	368	30.4%
②おおむね10件中1～2件程度	258	21.3%
③おおむね10件中3～4件程度	111	9.2%
④おおむね10件中5件（約半数）程度	150	12.4%
⑤おおむね10件中6～7件程度	78	6.5%
⑥おおむね10件中8～9件程度	135	11.2%
⑦全部	109	9.0%

事前給付による学習支援費の支給の頻度（有効回答のあった福祉事務所1,209か所中）

	該当数	割合
①ほとんどない	679	56.6%
②おおむね10件中1～2件程度	229	19.1%
③おおむね10件中3～4件程度	86	7.2%
④おおむね10件中5件（約半数）程度	87	7.3%
⑤おおむね10件中6～7件程度	39	3.3%
⑥おおむね10件中8～9件程度	41	3.4%
⑦全部	39	3.3%

生活保護受給世帯から、事前給付ではなく、精算給付の方法で申し出があった要因として考えられるもの（複数選択可）（有効回答のあった福祉事務所981か所中）

	該当数	割合
①生活保護受給世帯が事前給付が可能であることを知らなかった	311	31.7%
②生活保護受給世帯が事前に物品等の必要額を把握することが困難だった	705	71.9%
③生活保護受給世帯が、物品等の金額が高額でなかった等により、事前に見積もり等を入手する手間をかけないこととした	751	76.6%
④その他	138	14.1%

※ 上記結果は、報告のあった福祉事務所（1,230か所）からの学習支援費の支給状況をまとめたもの（令和2年度分）。

※ 実績を積み上げたものではなく、日々の業務の中で把握されている概況の報告を受けたもの。

※ 「事前給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行う前に必要額を確認した上で事前に給付する方法をいう。

「精算給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行った後に領収書やレシートなどを確認して事後精算で給付する方法をいう。

学習支援費の支給状況等（3 / 3）

○事前の案内（周知）を行っている福祉事務所の状況（1038か所）

①学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費 受給実人数② (令和2年度内)	(②/①)
		93,840	8,679	9.2%
教育扶助	小学生	56,145	1,468	2.6%
	中学生	37,695	7,211	19.1%
高等学校等就学費		35,924	5,929	16.5%

②学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上の 月数(※)④	(④/③)
		26,408	12,318	46.6%
教育扶助	小学生	3,524	1,738	49.3%
	中学生	22,884	10,580	46.2%
高等学校等就学費		20,689	9,084	43.9%

③学習支援費の一月当たり支給額（平均）

		一月当たりの学習支援 費支給額（平均）⑤ (令和2年度内)
		8,038
教育扶助	小学生	4,948
	中学生	8,513
高等学校等就学費		11,404

○事前の案内（周知）を行っていない福祉事務所の状況（175か所）

①学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費 受給実人数② (令和2年度内)	(②/①)
		8,577	618	7.2%
教育扶助	小学生	5,049	127	2.5%
	中学生	3,528	491	13.9%
高等学校等就学費		3,256	424	13.0%

②学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上の 月数(※)④	(④/③)
		1,007	741	73.6%
教育扶助	小学生	167	94	56.3%
	中学生	840	647	77.0%
高等学校等就学費		1,024	809	79.0%

③学習支援費の一月当たり支給額（平均）

		一月当たりの学習支援 費支給額（平均）⑤ (令和2年度内)
		12,746
教育扶助	小学生	5,949
	中学生	14,097
高等学校等就学費		16,357

学習支援費の受給状況

	教育扶助・高等学校等就学費						
	学習支援費						
	受給者数	受給者数	受給割合	受給回数	受給額	1人当たり 受給額	R8基準額 (年間)
小学生	48,307人	1,103人	2.3%	1,782回	14,836,599円	13,451円	16,400円以内
中学生	31,769人	6,972人	21.9%	16,610回	193,458,888円	27,748円	59,800円以内
高校生	30,326人	6,174人	20.4%	17,289回	256,658,661円	41,571円	101,000円以内

出典：令和6年被保護者調査。

教育扶助・高等学教等就学費は令和6年7月末時点、学習支援費は令和5年度1年間の合計の受給状況。

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 調査結果（令和4年調査）①

【育児・子育て・子どもの教育について】

Q7-1. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）にお小遣いをあげていますか。（1つに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	毎月あげている	26	26.5
2	ときどきあげている	28	28.6
3	ほとんどあげていない	14	14.3
	1 必要ないから	6	6.1
	2 金銭的に余裕がないから	4	4.1
	3 その他	3	3.1
	無回答	1	1.0
4	まったくあげていない	25	25.5
	1 必要ないから	14	14.3
	2 金銭的に余裕がないから	5	5.1
	3 その他	5	5.1
	無回答	1	1.0
無回答		5	5.1
全体		98	100.0

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	毎月あげている	506	29.1
2	ときどきあげている	367	21.1
3	あまりあげていない	229	13.2
	1 必要ないから	155	8.9
	2 金銭的に余裕がないから	27	1.6
	3 その他	38	2.2
	無回答	10	0.6
4	まったくあげていない	479	27.6
	1 必要ないから	355	20.4
	2 金銭的に余裕がないから	30	1.7
	3 その他	84	4.8
	無回答	10	0.6
無回答		157	9.0
全体		1,738	100.0

Q7-2. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）を学習塾に通わせていますか。（1つに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	通わせている	6	6.1
2	通わせていない	87	88.8
	1 本人が行きたがらないから	24	24.5
	2 必要ないから	12	12.2
	3 金銭的に余裕がないから	36	36.7
	4 その他	12	12.2
無回答		3	3.1
無回答		5	5.1
全体		98	100.0

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	通わせている	476	27.4
2	通わせていない	1,110	63.9
	1 本人が行きたがらないから	273	15.7
	2 必要ないから	497	28.6
	3 金銭的に余裕がないから	133	7.7
	4 その他	167	9.6
無回答		39	2.2
無回答		152	8.7
全体		1,738	100.0

※ 高校生以下のお子さんがある世帯のみ回答

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 調査結果（令和4年調査）②

Q7-3. お子さん（高校生以下の子）の進路について、あなたの世帯のお考えをお聞かせください。（1つに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	大学（大学院含む）まで進学させるつもり	25	25.5
2	短大（専門学校含む）まで進学させるつもり	16	16.3
3	高校卒業後、就職させるつもり	48	49.0
	1 本人がこれ以上行きたくないから	12	12.2
	2 これ以上行く必要がないから	5	5.1
	3 金銭的に余裕がないから	16	16.3
	4 その他	14	14.3
	無回答	1	1.0
4	中学卒業後、就職させるつもり	2	2.0
	1 本人がこれ以上行きたくないから	-	-
	2 これ以上行く必要がないから	-	-
	3 金銭的に余裕がないから	-	-
	4 その他	2	2.0
	無回答	-	-
無回答		7	7.1
全体		98	100.0

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	大学（大学院含む）まで進学させるつもり	1,123	64.6
2	短大（専門学校含む）まで進学させるつもり	234	13.5
3	高校卒業後、就職させるつもり	197	11.3
	1 本人がこれ以上行きたくないから	60	3.5
	2 これ以上行く必要がないから	25	1.4
	3 金銭的に余裕がないから	55	3.2
	4 その他	43	2.5
	無回答	14	0.8
4	中学卒業後、就職させるつもり	5	0.3
	1 本人がこれ以上行きたくないから	2	0.1
	2 これ以上行く必要がないから	-	-
	3 金銭的に余裕がないから	1	0.1
	4 その他	2	0.1
	無回答	-	-
無回答		179	10.3
全体		1,738	100.0

Q7-4. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）はクラブ活動に参加していますか。（1つに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	参加している	34	34.7
2	参加していない	59	60.2
	1 本人が参加を希望していないから	24	24.5
	2 金銭的に余裕がないから	6	6.1
	3 その他	27	27.6
	無回答	2	2.0
無回答		5	5.1
全体		98	100.0

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	参加している	878	50.5
2	参加していない	706	40.6
	1 本人が参加を希望していないから	247	14.2
	2 金銭的に余裕がないから	23	1.3
	3 その他	411	23.6
	無回答	25	1.4
無回答		154	8.9
全体		1,738	100.0

※ 高校生以下のお子さんがある世帯のみ回答

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 調査結果（令和4年調査）③

Q7-5. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）はアルバイトをしていますか。（1つに○）
 アルバイトをしている場合、給料の使い道は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)	
1	している	6	6.1	
	1	クラブ活動費	-	
	2	学習塾等の費用	-	
	3	大学等への進学に必要な経費	1	1.0
	4	その他	5	5.1
		無回答	-	-
2	していない	87	88.8	
無回答		5	5.1	
全体		98	100.0	

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)	
1	している	71	4.1	
	1	クラブ活動費	2	0.1
	2	学習塾等の費用	5	0.3
	3	大学等への進学に必要な経費	10	0.6
	4	その他	56	3.2
		無回答	0	0.0
2	していない	1,514	87.1	
無回答		153	8.8	
全体		1,738	100.0	

Q7-6. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）はスマートフォンを持っていますか。（1つに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)		
1	持っている	54	55.1		
2	持っていない	1	必要ないから	19	19.4
		2	金銭的に余裕がないから	13	13.3
		3	その他	5	5.1
			無回答	3	3.1
	無回答		4	4.1	
全体		98	100.0		

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)		
1	持っている	787	45.3		
2	持っていない	1	必要ないから	580	33.4
		2	金銭的に余裕がないから	41	2.4
		3	その他	138	7.9
			無回答	52	3.0
	無回答		139	8.0	
全体		1,738	100.0		

※ 高校生以下のお子さんがある世帯のみ回答

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 調査結果（令和4年調査）④

Q7-7. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを有料のレジャー施設（遊園地や動物園など）に遊びに連れていきますか。（1つに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	定期的に連れていく	3	3.9
2	ときどき連れていく	21	27.6
3	ほとんど連れていかない	31	40.8
	1 時間がないから	5	6.6
	2 連れていきたくないから	-	-
	3 金銭的に余裕がないから	15	19.7
	4 その他	10	13.2
	無回答	1	1.3
4	まったく連れていかない	20	26.3
	1 時間がないから	2	2.6
	2 連れていきたくないから	-	-
	3 金銭的に余裕がないから	8	10.5
	4 その他	10	13.2
	無回答	-	-
無回答		1	1.3
全体		76	100.0

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	定期的に連れていく	199	13.6
2	ときどき連れていく	805	54.9
3	ほとんど連れていかない	280	19.1
	1 時間がないから	99	6.8
	2 連れていきたくないから	4	0.3
	3 金銭的に余裕がないから	58	4.0
	4 その他	113	7.7
	無回答	7	0.5
4	まったく連れていかない	78	5.3
	1 時間がないから	9	0.6
	2 連れていきたくないから	2	0.1
	3 金銭的に余裕がないから	21	1.4
	4 その他	45	3.1
	無回答	1	0.1
無回答		103	7.0
全体		1,465	100.0

Q7-8. あなたの世帯では中学生以下のお子さんの誕生日を祝いますか。（1つに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	プレゼントをあげたり誕生日会を開いたりして祝う	67	88.2
2	特にお祝いをしない	8	10.5
	1 必要ないから	-	-
	2 金銭的に余裕がないから	5	6.6
	3 その他	3	3.9
	無回答	-	-
無回答		1	1.3
全体		76	100.0

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)
1	プレゼントをあげたり誕生日会を開いたりして祝う	1,317	89.9
2	特にお祝いをしない	47	3.2
	1 必要ないから	11	0.8
	2 金銭的に余裕がないから	15	1.0
	3 その他	20	1.4
	無回答	1	0.1
無回答		101	6.9
全体		1,465	100.0

※ 中学生以下のお子さんがある世帯のみ回答

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 調査結果（令和4年調査）⑤

Q7-9. あなたの世帯では中学生以下のお子さんの本や雑誌を買っていますか（お子さんが自分で買う場合も含まれます）。（1つに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)		
1	買っている	52	68.4		
2	買っていない	23	30.3		
		1	必要ないから	9	11.8
		2	金銭的に余裕がないから	6	7.9
		3	その他	8	10.5
			無回答	-	-
無回答		1	1.3		
全体		76	100.0		

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)		
1	買っている	1,136	77.5		
2	買っていない	228	15.6		
		1	必要ないから	103	7.0
		2	金銭的に余裕がないから	37	2.5
		3	その他	81	5.5
			無回答	7	0.5
無回答		101	6.9		
全体		1,465	100.0		

Q7-10. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを習い事に通わせていますか。（1つに○）

《生活保護世帯》

		世帯数	構成割合 (%)		
1	通わせている	11	14.5		
2	通わせていない	64	84.2		
		1	本人が行きたがらないから	19	25.0
		2	必要ないから	10	13.2
		3	金銭的に余裕がないから	21	27.6
		4	その他	12	15.8
	無回答	2	2.6		
無回答		1	1.3		
全体		76	100.0		

《一般世帯》

		世帯数	構成割合 (%)		
1	通わせている	793	54.1		
2	通わせていない	567	38.7		
		1	本人が行きたがらないから	159	10.9
		2	必要ないから	158	10.8
		3	金銭的に余裕がないから	77	5.3
		4	その他	164	11.2
	無回答	9	0.6		
無回答		105	7.2		
全体		1,465	100.0		

※ 中学生以下のお子さんがある世帯のみ回答

生活保護受給世帯の「子どもの貧困」対策

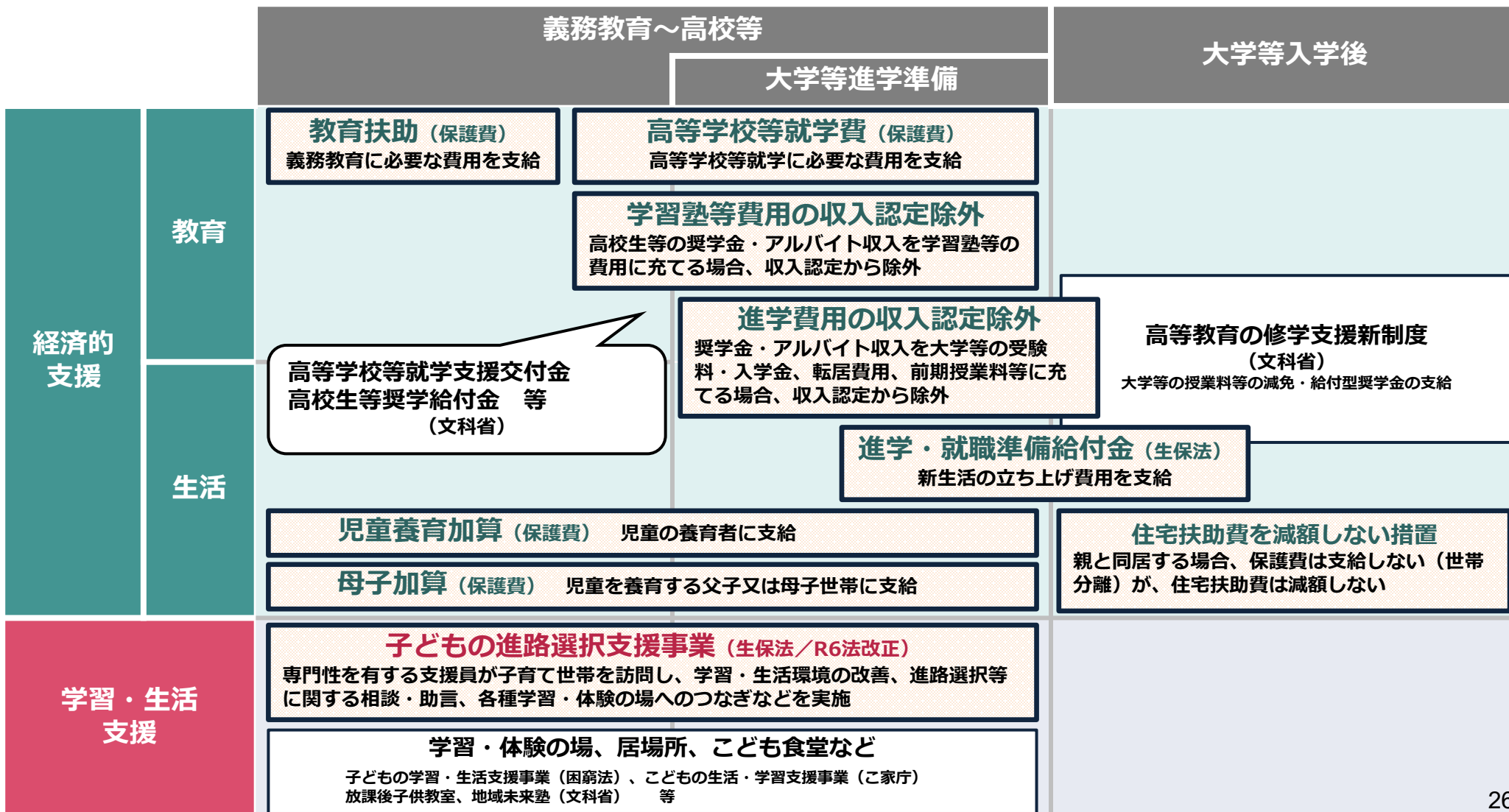
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活保護世帯の「子どもの貧困」対策

- 義務教育から大学等進学に至るまで、他制度とも連携し、経済的支援や学習・生活支援など各種支援を実施
- こうした支援の活用が進むよう、適時・的確な情報提供や個々世帯の状況を踏まえた相談・手続支援等が重要



子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・ 598自治体 (66%) (R7)
- ・ 事業利用者47,444人 (R6)

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援の概要

- ・ 将来の自立に向けた包括的な支援 : 単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- ・ 世帯全体への支援 : 子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面	生活面	親の養育
<ul style="list-style-type: none">・ 高校進学のための学習希望・ 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭に居場所がない・ 生活習慣や社会性が身についていない	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもとの関わりが少ない・ 子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・ 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・ 高校進学支援
- ・ 高校中退防止 (定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・ 学校・家庭以外の居場所づくり
- ・ 生活習慣の形成・改善支援
- ・ 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労 (進路選択等) に関する支援

- ・ 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・ 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・ 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



期待される効果

- ・ 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。(貧困の連鎖防止)

生活保護世帯の子どもへの新生活立ち上げ支援

「進学・就職準備給付金」の支給

概要

【生活保護法第55条の5】 負担金：国3/4、地方自治体 1/4

生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に進学又は安定した職業(※)に就くこと等により自立する際、新生活の立ち上げ費用として給付金を支給する。

(※)「安定した職業」とは、おおむね6か月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることが見込まれるもの

対象者

- 生活保護受給世帯の子どものうち、当該年度の前年度の3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護の廃止となる者（平成30年6月施行）
 - ※ 出身元の生活保護受給世帯から転居せず、引き続き同居して進学する者も含む。
 - ※ やむを得ない事由により18歳になる年度に受験できなかったが、翌年度までに受験・合格し、進学する者等も含む。
 - ※ 併願校への入学金納付期限を考慮した申請・支給手続きが可能（令和7年7月課長通知）。
- 高等学校等を卒業後、就職等することが確実に見込まれる、18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある者（令和6年4月施行）
 - ※ 支給対象者には、①高等学校等を卒業後、引き続き就職に必要な知識及び技能習得を行った上で、引き続き就職等をする場合や、②中学校卒業後に就職等をする場合（高校中退者を含む）も含む。
 - ※ 就職後、世帯と同居する場合は、世帯全体の保護廃止が必要。

支給額

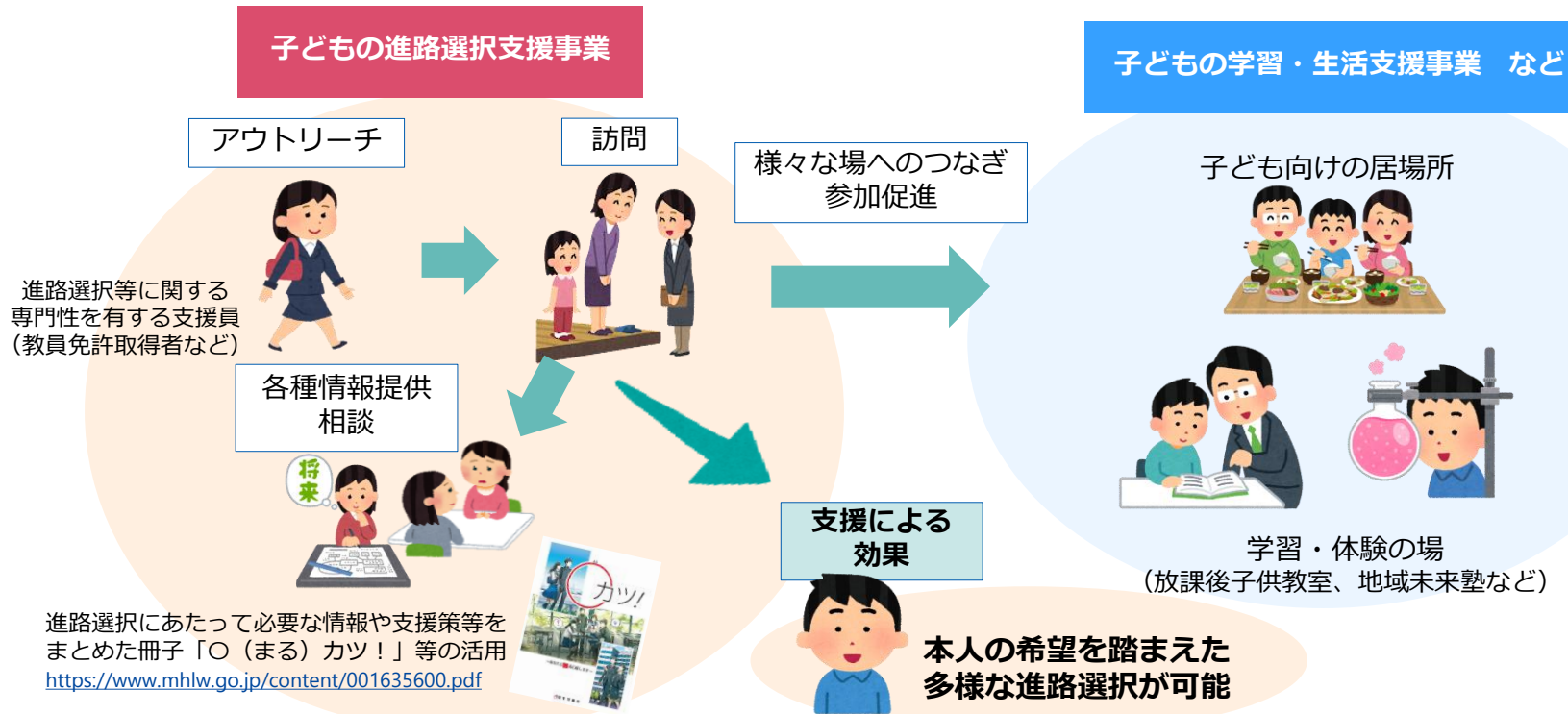
- 進学又は就職のため転居する者は30万円
- 現在の自宅から通学又は通勤等する者は10万円

子どもの進路選択支援事業（令和6年10月1日施行）

1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。
また、福祉事務所のケースワーカーは、教育面での支援に必要な知識（子どもの発達等）が不足しているといった課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども・保護者に対し、専門性を有する支援員による訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体）
- 補助率：2／3

参考資料（子どもの支援に関する他法他施策の概要）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年度予算 2兆973億円 (2兆1,666億円)

事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業の概要

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、児童手当の抜本的拡充(①~④)を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長 ③多子加算について第3子以降3万円とする(※)
- ④支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		所得制限	所得制限なし			
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 【3歳～高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監護生計要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 				
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施				
		支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)				
費用負担	被用者		非被用者			公務員	
	3歳未満	支援納付金 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10
		3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	国 4/9	地方 2/9

<児童扶養手当給付費負担金> 令和8年度予算 1,532億円 (1,530億円)

事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和8年4月～（見込額））>

- 月額
・全部支給：48,050円 ・一部支給：48,040円～11,340円
※令和7年度単価 全部支給：46,690円 一部支給：46,680円～11,010円
- 加算額（児童2人目以降1人につき）
・全部支給：11,350円 ・一部支給：11,340円～5,680円
※令和7年度単価 全部支給：11,030円 一部支給：11,020円～5,520円

<所得制限限度額（収入ベース 前年の所得に基づき算定）>

- 全部支給（2人世帯）：190万円 一部支給（2人世帯）：385万円

<支給期月>

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 777,962人（母738,913人、父35,915人、養育者3,134人）※令和7年3月

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施） 32

＜母子父子寡婦福祉貸付金＞ 令和8年度予算 11億円（14億円）

事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

事業の概要

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【貸付実績（令和6年度）】

- | | | |
|-----------|---------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金： | 88億2,075万円（14,951件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金： | 6億7,664万円（1,053件） | |
| ③ 寡婦福祉資金： | 2億2,260万円（304件） | |

高等学校等就学支援金等

令和8年度予算額
(前年度予算額)

5,824億円
4,074億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,800億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円



文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

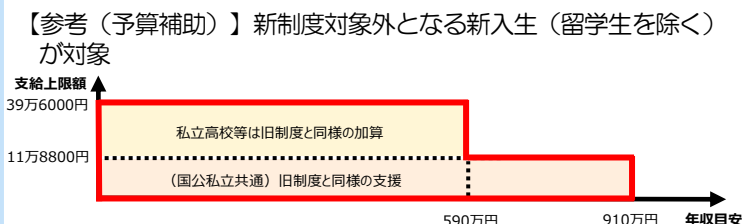
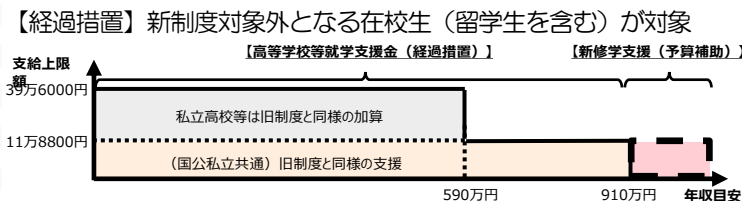
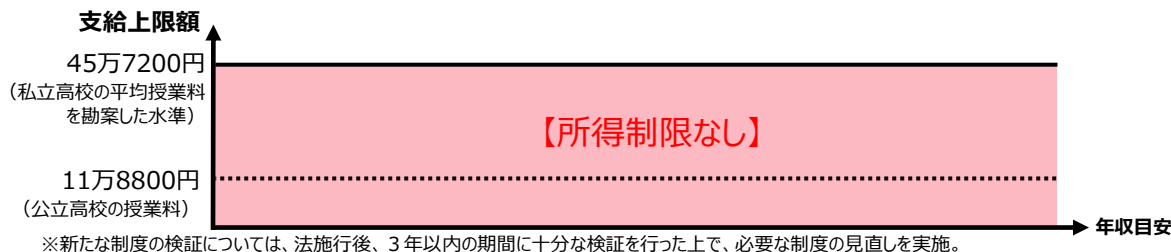
- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容 (事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～)

- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、いわゆる高校無償化については、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。

【新制度】 所得制限 : なし
支給上限額 : 11万8800円 (公立) 、45万7200円 (私立)

- ※ 国立高校等についても、実質無償。
- ※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は 33万7200円。



新制度対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援する」こととされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

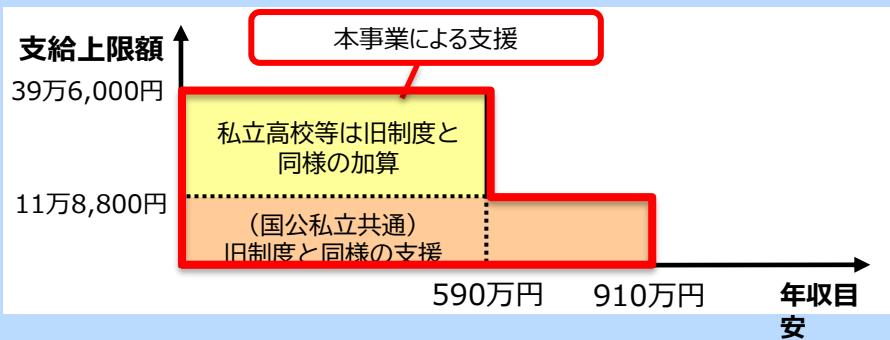
事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

① R8新入生対象

(就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生除く

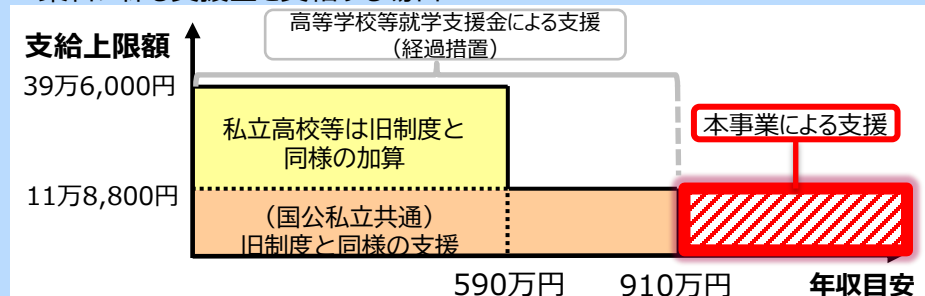
- ◆ 令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



② R8在校生対象

(就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生含む

- ◆ 令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（在校生。留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）
※国立高校等は国が事業を実施

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和8年度予算額 322億円
 (前年度予算額 152億円)



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、令和7年10月の三党の合意を踏まえ、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

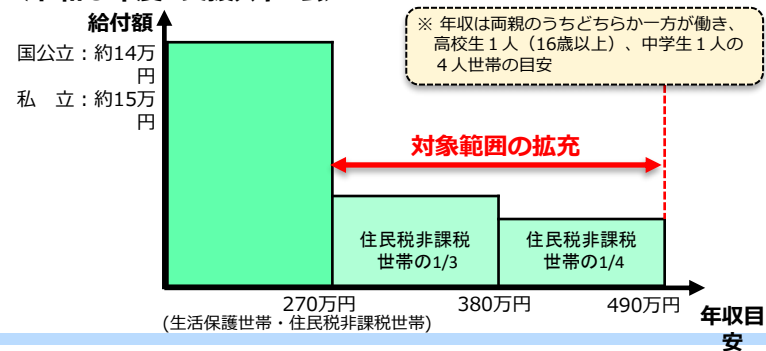
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

■三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日
 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（抜粋）

(3) 高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充

●子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

<令和8年度 支援スキーム>



<令和8年度予算案 給付額>

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・住民税非課税世帯)		拡充部分				
	国公立	私立	年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)		
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護世帯	32,300円	52,600円					
上記以外の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校
 ※旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯の支援のみ対象。

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。
 ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
 ※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

実施主体

都道府県

補助割合

国 1/2 都道府県 1/2

令和8年度 高等学校等就学支援金の周知用リーフレット①

大切なお知らせ

令和8年度（2026年度）版

高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。
※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

授業料の支援

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。
※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

（参考）授業料以外の支援

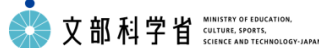
高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する返還不要の給付金制度です。
詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担により、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



高校生生への修学支援 検索

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm



日本国籍の方用

高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。**

支援額の例（支給上限年額）
 国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
 公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
 ※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日返付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格に関する要件

国籍・在留資格等の要件

**高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等**

- ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
- ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

【オンライン申請】
e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。※ 学校・学校の所在する都道府県から別の案内がある場合は、その指示に従ってください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



令和8年度 高等学校等就学支援金の周知用リーフレット②

日本国籍以外の方用

高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、**支給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支給されます。

支援額の例
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格に関する要件

国籍・在留資格等の要件	必要書類
高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等 ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等 ④永住者の配偶者等 ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定住する意思があると認められた者 ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。 ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校一般課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー） （家族滞在は以下の書類も提出） ・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

申請方法

【書類申請】

支給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。
※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせについて



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

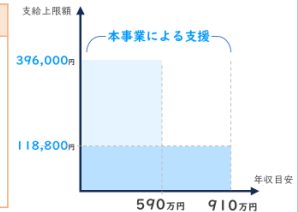


就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限**39万6,000円**の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者（在留資格が留学を除く） (例) ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・在留カードの写し（コピー） 上記に加えて、課税証明書等（原本）



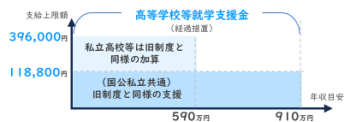
在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、**高等学校等就学支援金【新制度】**を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

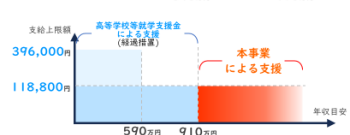
旧制度の就学支援金において年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限**39万6,000円**の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた年収約910万円以上の世帯に属する生徒等については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず年額上限**11万8,800円**の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の支給資格を有している者 (例) ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・在留カードの写し（コピー） ※課税証明書等（原本）が必要な場合があります。

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校一般課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

申請方法

【書類申請】

支給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。
※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

令和8年度 高校生等奨学給付金の周知用リーフレット

大切なお知らせ



高校生の学びを支えます。



奨学のための給付金

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する
返還不要の給付金です。

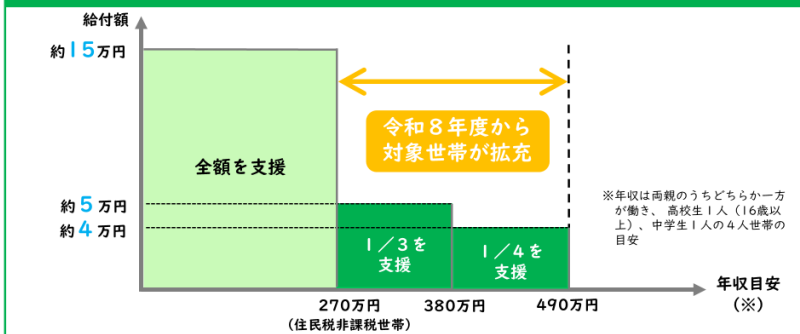
対象世帯

- 生活保護世帯 ・ 住民税所得割が非課税の世帯
 - 年収270万円以上380万円未満の世帯 **拡充**
 - 年収380万円以上490万円未満の世帯 **拡充**
- ※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります(詳細は次頁参照)。
※ 家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
 - 新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和8年度の支援イメージ (私立高校・全日制の場合)



詳しくは、**お住まいの都道府県または学校**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



生徒等の国籍・在留資格等に関する要件

国籍・在留資格等の要件

- 高等学校等(外国人学校を除く)に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯
- ① 日本国籍を有する者
 - ② 特別永住者
 - ③ 永住者
 - ④ 日本人の配偶者等
 - ⑤ 永住者の配偶者等
 - ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 - ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

必要書類

- 生徒等の以下のいずれかの書類
- ・ 就学支援金等の支給決定通知の写し
 - ・ 特別永住者証明書の写し
 - ・ 在留カードの写し
 - ・ 住民票の写し(原本)
- (家族滞在は以下の書類も提出)
- ・ 小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

- ② 高等学校等に在学する①以外の生徒等及び外国人学校に在学する生徒等の世帯

- 生徒等の以下のいずれかの書類
- ・ 就学支援金等の支給決定通知の写し
 - ・ 在留カードの写し

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

ご自身の所得割額などはマイナンバーで「わたしの情報」から確認できます。



保護者等の所得に関する要件

保護者等全員の**道府県民税所得割額**と**市町村民税所得割額**の**合算額**(※)により判定します。
※ 生活保護世帯は生徒等の生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況により判定

所得要件

- ① 上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯
 - ・ 生活保護世帯
 - ・ 住民税非課税世帯
 - ・ 所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯(年収270～380万円世帯)
 - ・ 所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯(年収380～490万円世帯)
- ② 上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯
 - ・ 生活保護世帯
 - ・ 住民税非課税世帯

必要書類

- 以下のいずれかの書類
- ・ 生徒等の生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書
 - ・ 保護者等全員の課税証明書又は非課税証明書等

令和8年度の給付額

令和8年度 給付額 (年額)	生活保護世帯・住民税非課税世帯 (年収270万円未満世帯)		所得割額が100円以上105,500円未満 (年収270～380万円世帯)		所得割額が105,500円以上182,500円未満 (年収380～490万円世帯)		
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護世帯	3万2,300円	5万2,600円					
上記以外の世帯	全日制等	14万3,700円	15万2,000円	4万7,900円	5万6,700円	3万5,930円	3万8,000円
	通信制	5万5,000円	5万2,100円	1万6,830円	1万7,370円	1万2,630円	1万3,030円

家計急変支援について

- ・ 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの都道府県が定める**家計急変事由が発生**したことで、**従前得ていた収入を得ることができない場合**に支援を受けることができます。
- ・ 家計急変事由が発生した場合、**速やかにお住まいの都道府県または学校へ相談**して下さい。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当

給付額

世帯年収が所得要件相当まで減少
※ 生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。

7月1日までに申請

年額を給付

7月2日以降に申請

年額を月割りにした額を給付

給付型奨学金 1,955億円 授業料等減免4,612億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(565億円)は含まない。
 国・地方の所要額 7,133億円

高等教育の修学支援新制度について

【支援対象となる学校種】

大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校

【支援内容】①給付型奨学金の支給 ②授業料等の減免

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)抜粋
 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3)公教育の再生・研究活動の活性化
 (質の高い公教育の再生)

急激な少子化の進行や地域の人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。高等教育費の負担軽減に向け、拡充された修学支援新制度や授業料後払い制度を着実に実施するとともに、民間資金を活用した支援の拡充など、必要な検討を進める。

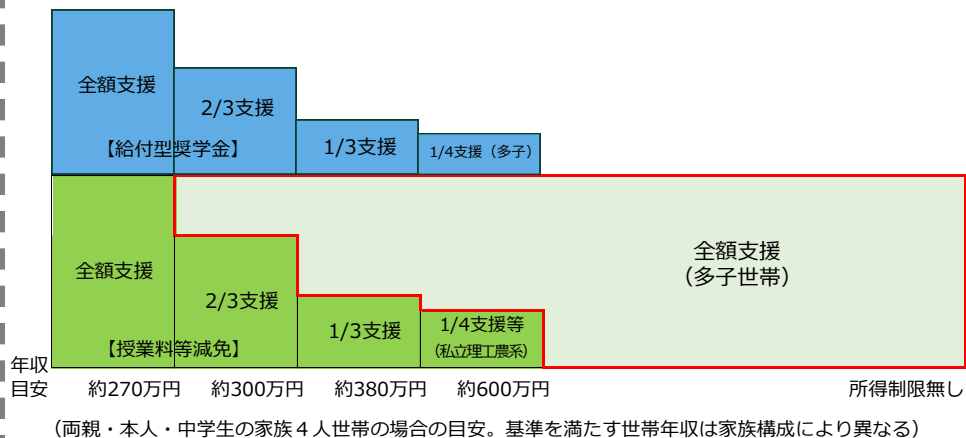
給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

支援額(イメージ)



授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値

支援対象者の要件

- 進学前は高校までの成績だけで判断せず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後は学修状況に一定の要件を設定

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名		支援内容	実績等	
母子・父子自立支援員による相談・支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,825人 (常勤454人 非常勤1,371人) (相談件数) 639,742件	
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 28,423件	
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活支援事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 45,777件
	ひとり親家庭等生活支援事業	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 6,281件
	ひとり親家庭等生活支援事業	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 48件
	ひとり親家庭等生活支援事業	情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 319回
	ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭地域生活支援事業	母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。	(利用件数) 62件
	ひとり親家庭等生活支援事業	こどもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得支援、大学等受験料支援を含む学習支援や軽食事の提供等を行い、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 393,738人
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	施設数: 202か所 定員: 4,142世帯 現員: 3,266世帯	
ひとり親家庭住宅支援資金貸付		母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。	(貸付件数) 1,883件	

(注)母子・父子自立支援員、母子生活支援施設:令和6年度末現在